

自治体乗り出す

動物愛護

2/23 4/24

兵庫県

後を絶たない捨て犬や野犬の対策で、大阪府は二十三日、従来の処分一辺倒のやり方を転換し、里親探しや二動物園などで動物を愛する精神を広める「動物愛護事務所」（仮称）を設置する方針を固めた。愛護団体の声に配慮したもので、近く準備として、子犬保護効率化のため、担当職員の府内分散配置の検討に入る。

府内では毎年、野犬が約六千匹捕獲され、家庭で飼えなくなると保健所などに持ち込まれるのも約五千匹に上っている。

府は昭和二十五年から府立犬管理指導所（大阪市東成区中道）に収容、狂犬病予防法などに基づき三日以内に引き取り手がないと処分しており、大部分が処置室行きとなっている。

しかし、動物愛護団体から改善を求める声が強まったこともあり、積極的PRで可能な限り引き取り手を探して処分数を減らし、同時に愛護意識を高めること

で捨て犬を減らす道を選ぶことにした。

「動物愛護事務所」では、いつでも希望者が引き取れるようにするほか、定期的に「譲渡会」を開いて里親探しを進める。

ウサギやニワトリなど小動物に触れられるスペースも設け、家族連れで楽しめる施設にする。

また、処分する場合でも安楽死を検討。従来はオリに入れるだけだった処分までの待機期間も、できるだけ快適になるようにする。

日本動物福祉協会大阪支部の和久田明子事務局長は「処分が必要なこともわかるが、私たちが会員で犬を預かって、処分前にエサを届けたりしている。愛護の考えを前面に出すのは一歩前進」と評価している。

大阪府環境保健部の話「やむを得ず処分する場合でも、できるだけ命の重みを尊重することは大事。愛護の精神が広まれば、野犬減少にもつながる」

大阪府

捨て犬の里親探し

実験用の飼育 届け出制

兵庫県は、犬や猫を実験に使う神戸大など医療研究機関に動物愛護を義務付ける罰則付きの「動物の保護及び管理に関する条例」（仮称）を近く制定、四月から施行する。動物愛護条例は十二都府県と二政令市で制定しているが、実験使用への規制の条文化は初。

実験用動物の飼育、保管を知事への届け出制とし、管理責任者を置いて病気に適切な処置をとるよう義務付けた。払い下げについても、製剤など真が必要な実験と判断した最小限の場合に限定し、県外の機関への払い下げは禁止した。

新たに任命する獣医ら動物保護監視員約三十人が、随時立ち入り調査をし、違反者には三万円以下の罰金も。阪神地域には「動物愛護センター」をつくる。

昨年四十二月に同県の保健所に持ち込まれた犬千三百五十六匹、猫百十五匹が実験用に回された。

神戸大医学部付属動物実験施設の塩貝雅志助教授の話「神戸大では麻酔や鎮痛剤で動物の苦痛を和らげ、耐えられない場合は中止している。必要な実験に限るといっても、どこまで正しい判断ができるか疑問だ」